

東京地方裁判所民事第2部Bc係 御中

(事件番号：令和元年(行ウ)第266号、令和3年(ワ)第6342号、令和4年(ワ)第8759号 種子法廃止違憲確認等請求事件)

#食べ物が危ない 種子法廃止は違憲！「食料への権利」を認めてください！ 請願署名

【請願の趣旨】

1. 種子法の廃止がもたらしたこと

(1) 主要農作物種子法（以下、種子法）は、1952年、「食料を確保するには種が大事」と、主食となるコメや麦・大豆など（主要農作物）の種子を都道府県の管理下で開発・生産し、優良な品種を安定供給するために制定された法律でした。

しかし、この種子法は、「民間企業の種子事業への参入を阻害している」とされ、2017年4月の通常国会で廃止法案が可決、2018年4月に廃止されてしまいました。

(2) 種子法が廃止された結果、都道府県が行う種子生産のための予算が減少し、種子の品質が低下したり、種子の価格が高騰したりする事態に直面しつつあります。最終的には、都道府県が種子生産に関わらなくなり、新たな品種開発を続けられなくなることも懸念されます。

世界的な流れをみれば、多国籍大企業が種子生産市場を独占し、これらの企業による遺伝子組換えやゲノム編集による種子・農作物が増えていく可能性は十分にあります。

2. 「食料への権利」の侵害

私たちはこの裁判で、「食料への権利」の侵害を食い止めることを訴えています。「食料への権利」とは、誰でもいつでもどこでも、良質で十分な量の安全な食料を得る権利です。裁判では、「食料への権利」は日本国憲法25条などで保障されていること、そして、種子法廃止は「食料への権利」の侵害であって憲法違反であることの2点の確認を求めています。

今、日本の穀物自給率は28%と、世界の中でも異常なまでに低い実態があります。異常気象やウクライナ紛争など、世界の食料供給が不安定さを増すなか、食料や種子を自国で賄おうとしない国の姿勢が問われています。

【貴裁判所に求めること】

裁判は、2022年10月7日に結審となり、判決日は2023年3月24日です。

貴裁判所には、「食料への権利」を認めるとともに、種子法廃止が違憲であることを確認する判決を求めます。コメなどの主要農作物の自給を守ることは、国の主権を守るために必要不可欠です。種子法は復活させるべきです。貴裁判所が、司法に期待される役割を果たし、国民の負託にこたえる判断をしめされることを切望します。

氏名	住所
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県

※change.org サイトで署名した方は、記入しないでください。※いただいた署名は本請願以外には使用しません。

【連絡先・署名郵送先】TPP交渉差止・違憲訴訟の会事務局 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-3-10-216

Tel: 03-5211-6880 Fax: 03-5211-6886 E-mail: info@tpphantai.com

【取りまとめ団体・連絡先】生活協同組合コープ自然派兵庫 〒651-2228 兵庫県神戸市西区見津が丘4-10-5
(TEL)078-998-1671 (FAX)078-998-1672 締め切り: 2023年2月24日(金)